

広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十二号

広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則（昭和四十九年広島県規則第一百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の医療に恵まれない地域」を削り、「専攻する者又は」を「専攻する四学年以上の者、」に、「専攻する者で」を「専攻する者又は医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了後、医療機関において専門分野における研修として知事が認める研修（以下「後期研修」という。）を受けている者（以下「後期研修医」という。）で」に、「修学上」を「修学又は研修のために」に改める。

第二条第一号中「者又は」を「四年以上の者、」に改め、「研究科を専攻する者」の下に「又は後期研修医」を加え、同条第三号中「学業優良」を「学業又は研修の成績が優良」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

奨学金の貸付けは、次の各号に掲げる奨学生（第六条第一項の規定による貸付けの決定を受けた者をいう。以下同じ。）の区分に従い、当該各号に定める期間において、月額二十万円を限度として行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

一 大学において医学に関する学科を専攻する四年以上の者又は大学院において医学に関する研究科を専攻する者の場合 第六条第一項の規定による貸付けの決定の日（次号において「貸付決定日」という。）の属する月から奨学生在が当該大学を卒業し、又は大学院の課程を修了する日（留年した場合にあつては、当該大学又は大学院の通常の修業年限が満了する日）の属する月までの期間

二 後期研修医の場合 貸付決定日の属する月から奨学生在が後期研修を修了する日（補修が必要な場合にあつては、当該後期研修を受けている医療機関（以下「後期研修先医療機関」という。）の通常の研修期間が満了する日）の属する月までの期間又は貸付決定日から三年を経過する日の属する月までの期間のいずれか短い期間

第四条第二項第二号中「大学又は大学院」を「大学の学部長若しくは大学院の研究科長又は後期研修先医療機関」に改め、同項第四号中「者」の下に「又は後期研修医」を加える。

第五条第四項を削る。

第六条第一項中「大学又は大学院」を「大学の学部長、大学院の研究科長又は後期研修先医療機関」に改める。

第八条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「受けたとき」の下に「又はその在職する後期研修先医療機関を休職したとき若しくは停職処分を受けたとき」を加え、同条第二項中「学業成績」を「学業若しくは研修の成績」に改め、同条第四項前段中「日又は」を「日

若しくは」に改め、「受けた日」の下に「又は休職を開始した日若しくは停職処分を受けた日」を、「解除された日」の下に「又は復職した日若しくは停職処分が解除された日」を加え、「学業成績」を「学業若しくは研修の成績」に改め、同項後段中「停学処分」の下に「又は停職処分」を加える。

第十一条第一項第四号中「(医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいい、研修期間が、二年のものに限る。以下同じ。)」を削り、「臨床研修を」を「臨床研修又は後期研修を」に改める。

第十四条第一項を次のように改める。

奨学生は、次の各号に掲げる奨学生の区分に従い、当該各号に定めるときは、奨学金の返還を完了し、又は第十二条の規定により奨学金の返還の免除を受けるまで、別記様式第二十号による届書に当該届出事項を証する書類を添えて、遅滞なく知事に提出しなければならない。

一 大学において医学に関する学科を専攻する四年以上の者又は大学院において医学に関する研究科を専攻する者として奨学金を受けている、又は受けていた者の場合 次のイからイまでに該当するとき。

イ 氏名又は住所を変更したとき。

ロ 大学又は大学院を休学し、転学し、退学し、卒業し、若しくは修了し、又は大学若しくは大学院に留年し、若しくは復学したとき。

ハ 大学又は大学院において停学その他の処分を受けたとき。

ニ 臨床研修を開始し、休止し、中止し、若しくは修了し、若しくは臨床研修の通常の研究期間を超え、又は臨床研修を行っている病院を変更したとき。

ホ 後期研修を開始し、休止し、中止し、若しくは修了し、若しくは後期研修の通常の研究期間を超え、又は後期研修を行っている病院を変更したとき。

ヘ 中山地域等医療機関において医師(臨床研修及び後期研修を行っている者を除く。

トにおいて同じ。)としての業務を開始し、又は当該医師としての職を退職したとき。

ト 医師としての業務に従事する中山間地域等医療機関を変更したとき。

チ 保証人の氏名若しくは住所に変更があつたとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

二 後期研修医として奨学金を受けている、又は受けていた者の場合 次のイからニまでに該当するとき。

イ 前号イ、へ、ト又はチに該当するとき。

ロ 後期研修を休止し、中止し、若しくは修了し、若しくは後期研修の通常の研究期間を超え、又は後期研修を行っている病院を変更したとき。

ハ 後期研修先医療機関を休職し、退職し、又は当該医療機関に復職したとき。

ニ 後期研修先医療機関で停職その他の処分を受けたとき。

第十四条第二項中「臨床研修」の下に「又は後期研修」を加え、「含まない」を「除く」に改める。

第十五号中「奨学生は、大学又は大学院に在学中、毎学年末」を「大学又は大学院に在学する奨学生は毎学年末」に、「毎年」を「後期研修先医療機関に在職する奨学生は健康診断書が、毎年」に改める。

別記様式第一号中「卒業後又は大学院の課程を修了後」を「卒業（大学院の課程を修了、後期研修を修了）後」に、

所属大学等	名称	大学 部	学科 学進学課程 研究科（課程）	（回生）
	所在地			
	専門課程進学 （予定）年月日	年 月 日	卒業予定 年月日	年 月 日

を

所属	名称	大学 学部	学科 学進学課程 研究科（課程）
		所在地	
等	卒業又は修了 （予定）年月日	年 月 日	

を

改める。

別記様式第四号、別記様式第五号及び別記様式第十二号中

所属大学等の 名称	大学 学部	学科 学進学課程 研究科
	大学院	

を

所属の名称	大学 学部	学科 学進学課程 研究科
	大学院	

を

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。